

「内閣府地方分権改革推進室」って どんなところ？

内閣府地方分権改革推進室(分権室)と聞くとどのようなイメージをお持ちでしょうか。普段知ることのない分権室の仕事を、地方公共団体からの派遣職員(調査員)の視点でご紹介します。



(分権室の雰囲気)

～とある調査員の1日～ 勤務時間 9:30～18:15

9:30 出勤・地方公共団体とのやり取り

出勤して、まずすることはメールチェックです。多くのメールの中には数時間後が締切期限のメールもあり、スピード感が求められます。提出いただいた案件は、制度を所管する府省ごとに担当する班に割り振られ、調査員がその制度について詳しく調べます。「制度の支障はどこにあるのか」「どうしたら抱える問題を解消できるか」など、提案いただいた担当者との間で繰り返しやり取りを重ね、その制度の支障などを追究します。提案募集方式で、重要な部分の一つです。



10:30～ 参事官・次長レク

相談いただいた内容は、分権室内部で協議します。私たち調査員から上司に説明し、地方公共団体の皆様からいただいた提案を磨き上げていきます。提案団体の思いを正確に汲み取るためにも、事前のやり取りが大切になります。

13:00～ 関係府省との調整

担当案件について、提案団体が求める措置が実現できるように制度所管府省と調整します。制度所管府省から提案の求める措置の実現が難しいと回答があった場合は、他の方法はないか、どうしたら物事が前へ進むのか、地方公共団体の抱えている問題が少しでも解消できるよう折衝します。



16:00～ 法制関係業務

提案の実現に向け法律改正が必要な案件について、私たち調査員は法制関係の資料づくりに携わります。ミスが許されないため、入念にチェックを行います。

こちらも地方分権改革推進室が対応

国と地方の協議の場

地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施について、国と地方が協議を行う「国と地方の協議の場」を開催しています。調査員は協議が円滑に進むよう準備を行います。



地方分権改革推進室:中央合同庁舎4号館8階